

季節労働者資格取得促進支援事業のご案内

資格取得により通年雇用化を目指す季節労働者の方を

羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会が応援します！！

当協議会指定の教育訓練等を受講し、試験合格（資格取得）した季節労働者の方に、受講料等の10分の3の助成金（10万円限度）を支給します。

1 助成対象となる季節労働者

- ・指定教育訓練実施計画承認申請書を提出する日の属する年度、またはその前年度に雇用保険の短期雇用特例求職者給付の受給資格を得た者のうち、現に一般被保険者であるものを除いた者で、当協議会が指定教育訓練の受講を承認した者とします。

2 助成対象教育訓練

- ・助成の対象となる教育訓練等は、次のようなものが該当になります。

＜教育訓練講座の例＞

分野	取得を目指す資格
建設・土木	2級電気工事施工管理技士 2級土木施工管理技士
運輸・通信	大型、大型特殊、けん引、普通2種、大型2種運転免許 車両系建設機械・小型移動式クレーン・玉掛
社会福祉	訪問介護員2級（ホームヘルパー2級）
情報処理	パソコン2級検定

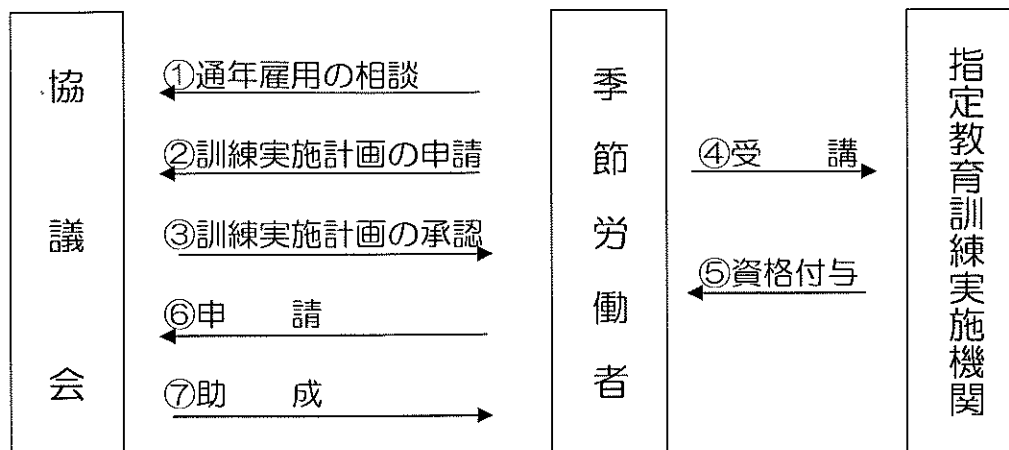
- ・平成24年3月10日までに資格検定試験の合格が確認できる教育訓練であることが必要です。（指定教育訓練の受講の修了により、資格取得が確認できる場合も含む）。

3 助成の内容

- ・教育訓練に要する入学料及び受講料（受講に必要な教科書代等を含む）の10分の3以内、10万円を限度として助成します。
- ・本事業の利用は、同一年度において1人10万円を限度とします。

4 手続き

- ・助成を受けるためには、協議会との事前の相談及び受講希望する教育訓練（講座）の実施計画を協議会に提出し、承認を受けることが必要なことから、受講前に下記へ必ずお問い合わせください。
- ・助成金を受領するためには、資格検定試験の合格（教育訓練の受講の修了による資格取得）から1カ月以内又は平成24年3月20日のいずれか早い日までに協議会へ助成金を受けるための申請が必要です。



5 留意事項

● 季節労働者の判定

- ・ 季節労働者であることの要件確認は指定教育訓練実施計画を承認する時点とします。

● 助成対象となる指定教育訓練の取扱い

- ・ 当協議会により、実施計画が承認され、平成24年3月10日までに資格検定試験の合格（教育訓練の受講の修了による資格取得）が確認できる指定教育訓練とします。

● 他の国や道の助成金の取扱い

- ・ 受講する指定教育訓練について、本事業と類似の教育訓練に係る国や道の助成金の両方の受給はできません。

6 お問い合わせ・申請先

〒044-0001

虻田郡倶知安町北1条東3丁目（倶知安町役場商工観光課商工労働係内）

羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会

（電話）0136-56-8009 （FAX）0136-23-2044